

エコアクション 21

環境経営レポート 2020

(活動期間 2020.2.1 ~ 2020.4.30)

発行日 2020年5月1日



株式会社東洋トラスト特機

目次

ご挨拶

- 1 会社概要
- 2 対象範囲
- 3 環境経営方針
- 4 環境管理組織体制
- 5 役割・責任・権限
- 6 環境経営目標
- 7 環境経営計画
- 8 環境経営計画に基づき実施した取り組み内容
- 9 その他の取り組み内容
- 10 環境関連法規等の遵守状況と違反、起訴の有無
- 11 代表者による全体評価と見直しの結果

ご挨拶

株式会社東洋トラスト特機は、電機機器の修理業からスタートし、フロー型社会からストック型社会への時代の流れの中、総合的なメンテナンス事業へと歩んでまいりました。また、自衛隊及び米海軍に対する修理・整備業務をもって即応を第一とする地場産業として日本の防衛基盤に寄与すること。土木、建築、水道等、都市整備に係わる電気、機械器具設置工事業を通じて地域社会の安全安心に尽力すること。太陽光発電事業等の環境への対応等、広く社会に貢献できる企業を目指しています。

これからも永年にわたって培ってきました技術力をさらに磨き、「信頼」を旗印としてお客様のニーズに積極的に取り組むため、社員一同努力を続けていく所存でございます。

今後とも、皆様のより一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役 高倉 雅宏

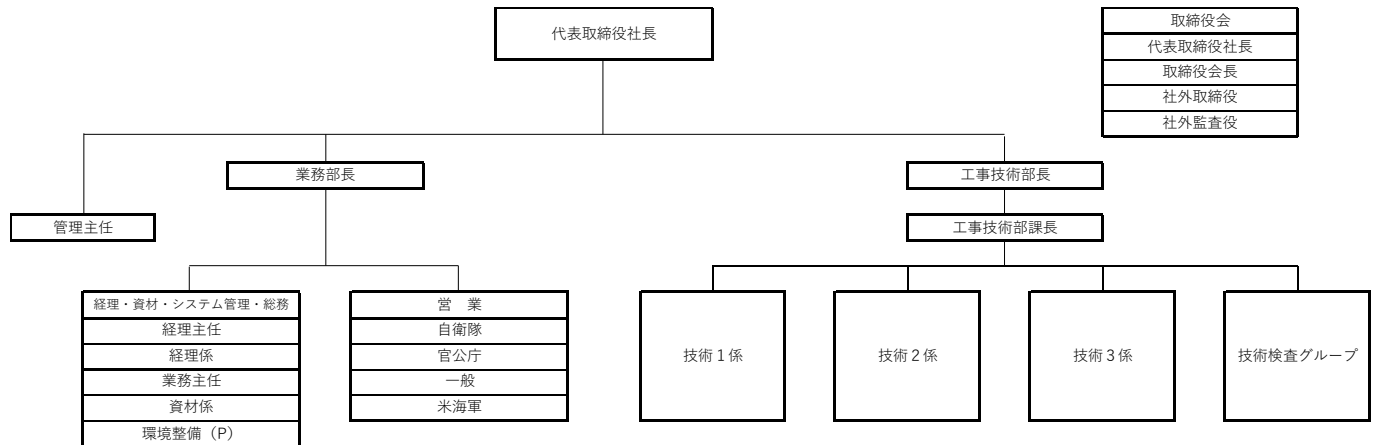
経営理念

全社員の英知を結集して、新しい時代の要求に対応すべく常に技術と品質の向上に努め、最良のサービス（製品）を適正なコストで提供することにより、お客様に信頼と満足をしていただく、広く社会に貢献できる企業を目指します。

1 会社概要

事業者名	株式会社東洋トラスト特機
代表者	代表取締役 高倉 雅宏
所在地	長崎県佐世保市小佐々町黒石 339 番地 55
環境管理責任者	土井 允
担当者及び連絡先	野村 泰郎 E-mail : y.nomura@toyo-trust.co.jp TEL 0956-68-3604 / FAX 0956-68-3695
事業内容	艦船・陸上施設電気機械器具 設置工事・点検整備修理工事
事業登録	全省庁統一資格「役務提供」「購買」 長崎県知事許可（般-29）第 812 号 電気工事業、機械器具設置工事業 Agreement for boat repair (ABR) Holder ISO9001:2015(BSI-FS579827)
事業規模	資本金 27,000 千円 従業員数 50 名 2020 年 5 月現在 面積 9,750 m ² （敷地）2,000 m ² （工場）
エコアクション 21 登録範囲	全事業・全活動を認証登録範囲とする。 事業：電気機器修理・設置並びに組立、保守・整備、検査・試験等、太陽光発電事業 登録範囲：本社

2 対象範囲



3 環境経営方針

基本理念

株式会社東洋トラスト特機は、環境問題への取り組みを社会的責務と認識し、持続的発展が可能な社会構築に貢献する。

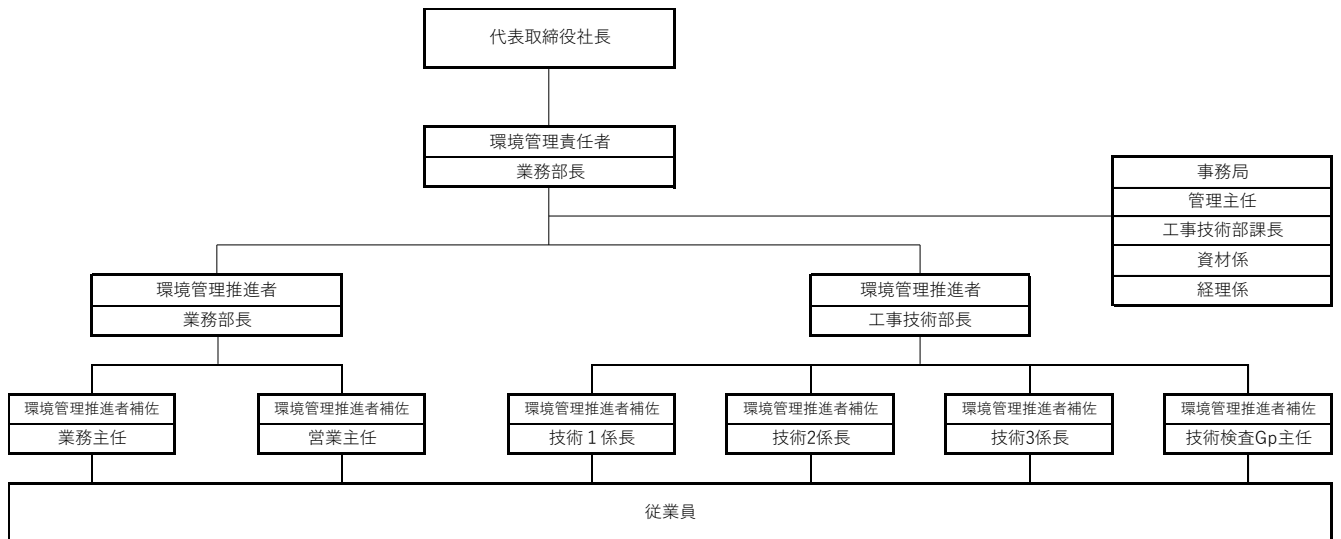
行動方針

- 1 環境方針を全従業員へ周知するとともに、環境管理教育及び啓発に努める。
- 2 環境法規制及び当社が同意するその他の要求事項を遵守する。
- 3 環境に関するリスクを認識し、社会全体の環境リスクの低減を図る。

2020年2月1日制定

代表取締役 高倉 雅宏

4 環境管理組織体制



5 役割・責任・権限

職名	役割・責任・権限
代表取締役社長	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営方針を決定する。 環境管理責任者を任命する。 環境経営目標及び環境経営計画等を承認する。 環境への取組を実施するための資源を用意する。 環境管理全体の取組状況に関し評価・見直しをする。
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営目標及び環境経営計画等を策定する。 環境経営全般の運用を監視する。 代表取締役社長へ運用状況を報告する。

職名	役割・責任・権限
環境管理推進者	<ul style="list-style-type: none">・ 環境管理責任者を補佐し、環境管理システムの構築を実行する。・ 環境経営方針、環境経営目標、環境経営計画を総員に周知する。・ 環境経営目標、環境経営計画の実行指示及び推進状況の把握を行い、環境管理責任者へ報告する。・ 教育訓練・目標計画を策定する。・ 内部監査年度計画を策定する。・ 環境負荷の原因となる活動を特定する。
環境管理推進者補佐	<ul style="list-style-type: none">・ 部署に関連する法規制等を遵守する。・ 自部門で発生した是正処置、予防処置を実施する。・ 推進状況の確認及び記録を環境管理推進者へ報告する。
従業員	<ul style="list-style-type: none">・ 環境経営方針の理解と環境への取組の重要性を自覚する。・ 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加する。

6 環境経営目標

4. 環境経営目標

活動期間（試行期間）：2020年2月～2020年4月）

	単位	目標					
		2019年度			2020年度	2021年度	2022年度
		年間	昨年同期間	試行期間	(0.5%削減)	(0.75%削減)	(1%削減)
		2019年5月～2020年4月	2019年2月～2019年4月	2020年2月～2020年4月	2020年5月～2021年4月	2022年5月～2023年4月	2023年5月～2024年4月
1. 二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂	54468.10	14161.47	12610.53	54195.76	54059.59	53923.42
(1) 電気使用量削減	kWh	111702.00	29148.00	25836.00	111143.49	110864.24	110584.98
(2) ガソリン使用量削減	ℓ	20163.90	3434.55	5031.01	20063.08	20012.67	19962.26
(3) 軽油使用量削減	ℓ	7779.52	1048.83	2097.68	7740.62	7721.17	7701.72
(4) 液化石油ガス使用量削減	ℓ	96.48	32.48	41.81	96.00	95.76	95.52
2. 廃棄物排出量の削減	kg	7430.00	1160.00	1280.00	7392.85	7374.28	7355.70
一般廃棄物排出量の削減	kg	4220.00	310.00	770.00	4198.90	4188.35	4177.80
産業廃棄物排出量の削減	kg	3210.00	850.00	510.00	3193.95	3185.93	3177.90
3. 水使用量の削減	m ³	556.00	165.00	173.00	553.22	551.83	550.44
4. 化学物質使用量の削減	kg	1349.00	157.00	143.00	1342.26	1338.88	1335.51
5. 地域貢献活動の推進	年間をとおして積極的な町内活動及び工業団地内の清掃活動を推進する。						

備考

購入電力の二酸化炭素排出係数は、0.463kg-CO₂/kWh（九州電力 2017年度・調整後）を使用した。

7 環境経営計画 (期間：2020.2.1～2020.4.30)

取組目標	活動項目	責任者
電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調温度の適正化（夏季 28℃、冬季 20℃を奨励） ・ 照明・PC 電源不要時の電源オフ又は省電力モードにする。 ・ クールビズの実施 	環境管理推進者
ガソリン使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコドライブの教育・実施等 ・ 停車中のアイドリングストップ、急発進の抑制 	環境管理推進者
廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別ルールの徹底 ・ 廃棄物置場の整備 ・ 再生利用ルートの確保（事務所ゴミは分別して清掃センターへ持込） ・ 産廃業者との契約締結 ・ ペットボトル等の分別 	環境管理推進者
水使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏水の点検、節水に努める。 	環境管理推進者
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資材や消耗品の購入時にはグリーン購入に配慮する。 	環境管理推進者

8 環境経営計画に基づき実施した取り組み内容

活動期間（試行期間）：2020年2月～2020年4月）

	単位	基準年度 19.2.1～19.4.30	試行期間の目標値 (0.3%減)	試行期間中の実績 20.2.1～20.4.30	試行期間 中の評価	3ヶ月の実績から時期への反映事項
1. 二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂	14161.47	14118.99	12610.53	達成	総排出量の集計結果から、次年度0.5%の削減を目指すための資を得た。
(1) 電気使用量削減	kWh	29148.00	29060.56	25836.00	達成	電気量については、不要電灯の消灯、エアコン空調温度の設定を継続実践する。
(2) ガソリン使用量削減	ℓ	3434.55	3424.25	5031.01	未達成	エコ運転10の心得を浸透させ、燃費向上に繋げる。
(3) 軽油使用量削減	ℓ	1048.83	1045.68	2097.68	未達成	同上
(4) 液化石油ガス使用量削減	kg	32.48	32.38	41.81	未達成	夏場の給湯器使用の制限を行う。
2. 廃棄物排出量の削減	kg	1160.00	1124.05	1280.00	未達成	廃棄物出量の集計結果から、次年度0.5%の削減を目指すための資を得た。
一般廃棄物排出量の削減	kg	310.00	300.07	770.00	未達成	リサイクル品の活用促進 ゴみの分別の徹底を追求する。
産業廃棄物排出量の削減	kg	850.00	824.50	510.00	達成	工場整理を行い不要物品の整理を統制してさらに削減を図る。
3. 水使用量の削減	m ³	165.00	160.05	173.00	未達成	節水に心掛け、給水弁の開放値の制限を掛ける。
4. 化学物質使用量の削減	kg	157.00	152.29	143.00	達成	継続的削減
5. 地域貢献活動の推進	年間をとおして、町内及び地域の各種活動に積極的に参加する。					

※二酸化炭素排出量の計算で使用した排出係数は、0.463kg-CO₂/kWh(九州電力 2017年度・調整後)を使用した。

9 その他の取り組み内容



COOL BIZ の導入

地球温暖化対策の一環として、過度な冷房に頼らず様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルを推奨しています。



事務棟グリーン化

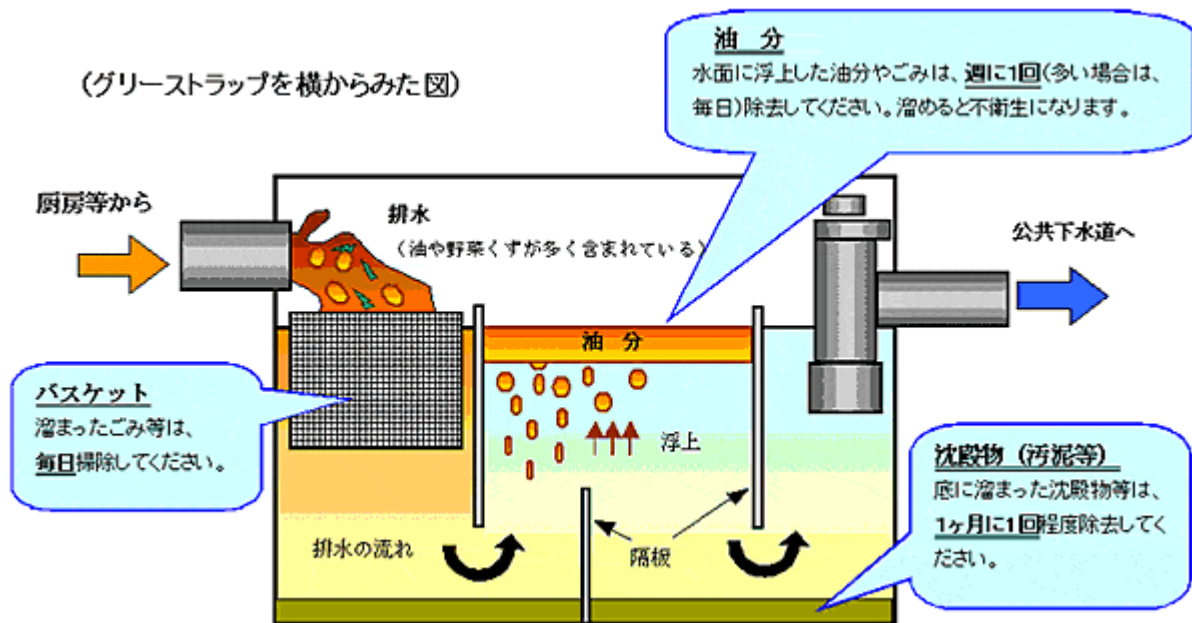
事務棟のいろいろな箇所に観葉植物を置くことで、癒しと安らぎはもちろん、オフィス空間の空気清浄と保湿効果が期待できます。





阻集器の設置

汚水から油分を分離させ、排水し、自然環境への配慮を促進させています。



産業廃棄物の分別

産業廃棄物の的確な分別により、混合廃棄禁止の管理を促進しています。

エコアクション 21



社内環境整備活動

敷地内外の環境整備活動を従業員全員で行いました。



ペットボトルの分別

ペットボトルのキャップとボトルを分けることでリサイクル活動の意識づけを行っています。



EV 車の導入

EV 車を導入することでガソリンなどの資源制約や汚染物質を含んだ排気ガス抑制での環境問題への取り組みを促進させました。

10 環境関連法規等の遵守状況と違反、起訴の有無

区分	法律・条令 規則の名称	条項	規制内容等	遵守 確認
環境 一般	環境基本法	第8条	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止・自然環境保全 廃棄物の適正な処理 再生資源等の利用 国・地方公共団体の施策に協力 	○
	グリーン購入法	第5条	<ul style="list-style-type: none"> 環境物品への需要の転換 	○
	地球温暖化対策推進法	第5条	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出の抑制 国・地方公共団体の施策に協力 	○
廃棄物	廃棄物処理法	第3条	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の適正処理と減量 国・地方公共団体の施策に協力 	○
		第12条	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物が排出されるまでの適正保管 運搬又は処分する場合は、環境省で定められた業者などに委託 発生から最終処分終了まで、適正処理に努める。 	○
	資源有効利用促進法	第4条	<ul style="list-style-type: none"> パソコン等のリサイクル化（指定OA機器の適正処分） 	○

エコアクション 21

区分	法律・条令 規則の名称	条 項	規 制 内 容 等	遵 守 確 認
廃 棄 物	フロン排出抑制法	第 16 条	・ 業務用パッケージエアコン（第一種特定製品）は 3 ヶ月に 1 回以上の簡易点検及び製品ごとに記録簿保存	○
	家電リサイクル法	第 6 条	・ 特定家電品の適正な引渡し及び費用の負担	○
	自動車リサイクル法	第 8 条	・ 使用済みの自動車の適正な引渡し	○
		第 73 条	・ リサイクル料金の納付	○
水 質 浄化槽法	水道法	第 23 条	・ 供給水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、関係機関へ通報する。	○
		第 34 条 2	・ 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査の実施（年 1 回法定検査）	○
	水 質 浄化槽法	第 5 条	・ 規模（構造）変更・管理者変更の届出	○
		第 7 条	・ 指定検査機関の行う水質に関する調査（設置後初回のみ）	○
		第 10 条	・ 保守点検（年 3 回又は年 4 回）・定期清掃（年 1 回）	○
		第 11 条	・ 指定検査機関の行う水質に関する検査（年 1 回の法定検査）	○
		第 3 条	・ 職場における労働者の安全と健康確保	○
労 働	労働安全衛生法	第 11 条	・ 安全管理者の選任	○
		第 12 条	・ 衛生管理者の選任	○
		第 71 条 2	・ 快適な職場環境の形成	○
		第 66 条	・ 健康診断の実施	○

エコアクション 21

区分	法律・条令 規則の名称	条項	規制内容等	遵守 確認
消 防	消防法	第8条	<ul style="list-style-type: none"> 消防管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施 危険物の届出及び危険物管理責任者の選任 	○
条 例	長崎県環境基本条例	第6条	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境破壊の防止 	○
	長崎県未来につながる環境 を守り育てる条例	第5条	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の適正処分 国・地方公共団体の施策に協力 	
	長崎県環境影響評価条例	第4条		
	佐世保市環境基本条例	第6条		
		第11条	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の債務、適正管理 	
	佐世保市廃棄物の減量及 び適正処理等に関する条例	第14条～ 16条 第25条		○

当社が遵守すべき環境関連法規及び条例に対する違反、また、関係当局からの違反などの指摘もこの期間ありませんでした。

環境に関する訴訟等もありませんでした。

2020年4月30日

環境管理責任者 土井 允

11 代表者による全体評価と見直し結果

1 総括

株式会社東洋トラスト特機は、本レポート冒頭でも述べたように、修理・メンテナンス事業を通じて大量生産、大量消費のフロー型社会から持続的発展に重点を置いたストック型社会への移行という現在のトレンドの中で広く社会に貢献できる会社を目指しています。今回、2012年認証取得した品質の要であるISO9001に続いて、環境経営を実践するため、エコアクション21を導入することとし、これにより「品質と環境」を2本柱とした事業を展開していきたいと考えています。

このため、2020年5月からのエコアクション21の認証取得を目指し、前年度2月から4月の3ヶ月間を試行期間として設定し、以前から施行している「株式会社東洋トラスト特機環境経営指針書」の見直し、環境経営目標の設定、環境経営計画の策定を進めて来ました。今後当面の目標は、これらをP(S)DCAサイクルの軌道に乗せることです。

2 評価

(1) 全体評価

試行期間中の全体評価は、次のとおりです。

- ① 環境経営目標となる試金石（基準）を得ることができました。
- ② 従来の環境経営指針になかった定量的目標値の設定ができました。
- ③ 環境経営計画策定により取組み内容の体系化、具体化及び見える化を図れました。
- ④ 事業の伸長と環境目標達成との整合性の取り方のさらなる工夫が必要です。
- ⑤ エコアクション21活動の全社員への啓蒙と参加意識の醸成が必要です。

(2) 細部評価

試行期間中の達成目標を0.3%として環境経営計画に基づき実施した内容の評価は、次のとおりです。

- ① 二酸化炭素排出量の削減については、概ね達成できたが、ガソリン、軽油、LPガスの使用量については、未達成であり、更なる改善のための工夫が必要です。

- ② 廃棄物排出量の削減については、全体的には未達成であり、特に、一般廃棄物排出量の削減が未達成であり、引き続き改善のための工夫が必要です。
- ③ 水使用量の削減については、未達成であり、水の使用状況の分析を経て改善することが必要です。
- ④ 科学物質使用量の削減は、達成しました。削減方法を分析評価し、引き続き継続的削減を図ることが必要です。

3 見直し

(1) 環境経営方針及び目標

変更の必要は認めません。

(2) 環境経営計画

ア 見直しの必要なし。2020年度はPDCAサイクルの特に「DO（実践）」と「CHECK（評価）」に重点を置き、次年度への「ACTION（改善）」に接続することが必要です。

イ 経営計画を時程に乗せるため、年度計画への反映が必要です。

(3) 環境への取組みの自己チェック（内部監査）の体制づくりと実施要領の策定が今後必要です。

2020年5月1日

代表取締役 高倉雅宏